

平成 29 年第 3 回

北広島市教育委員会会議録

日時：平成 29 年 3 月 9 日（木）

午後 4 時 00 分～5 時 10 分

場所：教育委員会会議室

○目 次

開会宣言	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
日程第1	会議録署名委員の指名・・・・・・・・	1
日程第2	会議録の署名について・・・・・・・・	1
日程第3	教育長報告・・・・・・・・	1～2
日程第4	報告第1号 教育長の臨時代理に係る報告について【非公開】・・	3
	議案第1号 北広島市ラブホテル建築規制審議会委員の推薦について・・	3
	議案第2号 平成29年4月1日付け教職員の人事異動に関する内申に ついて【非公開】・・・・・・・・	3
	議案第3号 北広島市小中一貫教育推進基本方針について・・・・・・・・	4～7
	議案第4号 北広島市立学校管理規則の一部を改正する規則につい て・・・・・・・・	7
	議案第5号 北広島市青少年芸術文化大会出場費助成規則の制定につい て・・・・・・・・	8～9
日程第5	そ の 他・・・・・・・・	10
閉会宣言	・・・・・・・・	10

出席者	教育長	吉 田 孝 志	説明員	教育部長	水 口 真
	委員(職務代理者)	松 本 懿		教育部次長	櫻 井 芳 信
	委員	大 山 秀 之		教育部次長	鹿 野 秀 一
	委員	成 田 郁久美		社会教育課長	吉 田 智 樹
	委員	石 上 浩 子		学校教育課長	櫻 井 洋 史
				文化課長	丸 毛 直 樹
				エコミュージアムセンター長	小 島 晶
				学校給食センター長	富 田 英 禎
				記録員 教育総務課主査	花 田 秀 樹
				教育総務課主事	吉 本 早 貴

◎会議の開会に先立ち、水口教育部長から、第1回定例会において、前教育委員の佐藤元治さんの2月28日付辞職に伴う後任の教育委員として、石上浩子さんを任命することについて議会の同意を得たことを報告しました。

開会 午後4時00分

(議 事 の 経 過)

◎開会宣言

○吉田教育長 ただいまから、平成29年第3回教育委員会会議を開会いたします。
議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1 会議録署名委員の指名について

○吉田教育長 日程第1 会議録署名委員の指名を行います。本日の会議録署名委員として、成田委員を指名いたします。

○吉田教育長 日程第2に入ります前に、本日は、報告第1号、議案第2号が、教育委員会会議規則第16条の1号に該当いたしますことから、非公開とさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

○吉田教育長 異議なしと認め、報告第1号、議案第2号につきましては、非公開といたします。

◎日程第2 会議録の署名について

○吉田教育長 日程第2 会議録の署名についてであります。今まで会議録の作成が完成した時点でその都度、署名をいただいていたところですが、教育委員会会議規則に沿って、会議録の署名を会議の日程に加えさせていただきます。

昨年12月16日開催の平成28年第16回教育委員会会議の会議録署名委員であります成田委員に本会議終了後、署名を頂きたいと思っております。

◎日程第3 教育長報告

○吉田教育長 日程の第3、教育長報告に入らせていただきます。

○吉田教育長 今回は、教育長報告2点と、一般行政報告を教育部長から1点について報告させていただきます。

まず始めに、第3回教育を語る会についてですが、3月3日(金)、石狩教育研修センターを会場に、「子どもが変わる分離型小中一貫教育」と題して、広島県呉市立川尻中学校校長 二宮肇美(にみや はつみ)さんを講師に、講演会を開催したところであります。

当日は、市民や教職員115名の参加をいただき、小中一貫教育を実践してこられた経験から9年

間で児童生徒を育てていく具体の取組についてお話しをいただきました。平成30年度から全市一斉に導入を予定しております小中一貫教育について、教職員の意識変容を図るとともに、市民の皆さまへの理解の広がりに繋がったものと考えております。

今後も、小中一貫教育への理解を広げるため、教育を語る会の開催やリーフレットの発行など、教育情報の提供や共有に努めてまいりたいと考えております。

なお、これまで検討を進めてきました「小中一貫教育推進基本方針（案）」について、この後、ご審議いただきますので、よろしく願いいたします。

次に、石狩管内教育実践表彰（所管 北海道教育庁石狩教育局）についてであります。管内における学校教育・社会教育の充実振興を図ることを目的として、優れた実践活動に対し表彰を行うものであります。本市からは、社会教育団体の分野で、北広島市西部地区生涯学習振興会（会長 中野 光興 なかの みつおき）を推薦したところ、この度表彰が決定致しました。

西部地区生涯学習振興会につきましては、平成18年の設立以来、各地区の生涯学習振興会の先駆けとして、地域の生涯学習活動の推進やコミュニティの活性化に大きく貢献しているものであり、その功績が認められたところであります。

3月24日（金）に、市役所において表彰式を行う予定です。

なお、同表彰の学校教育の分野では、北広島西高等学校（校長 廣田 定憲 ひろた さだのり）が表彰を受けております。

○水口教育部長 続きまして、一般行政報告に入ります。

まず始めに、寄附についてであります。2月17日に北広島ユネスコ協会様（会長 北側 理 きたがわ さとし）から6万円を、奨学基金への寄付として受領いたしました。同協会は、1月に実施しました家庭や企業から寄贈されたカレンダーや手帳を販売する「リサイクル市」の売り上げの一部を、昨年に引き続き寄附していただいたものであります。

なお、この寄附金につきましては、6月の第2回市議会定例会に奨学基金積立金として補正予算の提案を致します。

以上であります。

○吉田教育長 皆さんからご質問等ございますか。

（「なし」との声あり）

○吉田教育長 それでは、教育長報告につきましては、承認とさせていただきます。

◎日程第4 ○報告第1号 教育長の臨時代理に係る報告について【非公開】

【非公開案件の審議等の結果】

原案どおり可決した。(質疑等省略)

○議案第1号 北広島市ラブホテル建築規制審議会委員の推薦について

○吉田教育長 続きまして、議案第1号、北広島市ラブホテル建築規制審議会委員の推薦につきまして、説明をお願いいたします。

○櫻井教育部次長 議案第1号 北広島市ラブホテル建築規制審議会委員の推薦についてでございますが、北広島市ラブホテル建築規制条例施行規則(平成16年規則第23号)第14条第2項の規定に基づき、別紙6ページのとおり、北広島市長より北広島市ラブホテル建築規制審議会委員の推薦依頼があったことから、松本委員を審議会委員として推薦することについて、教育委員会の議決を求めるものであります。

以上が提案の内容であります。

○吉田教育長 ただいまの議案第1号につきまして、ご質疑等ございますか。

(「なし」との声あり)

○吉田教育長 それでは、お諮りいたします。議案第1号、北広島市ラブホテル建築規制審議会委員の推薦につきまして、原案のとおり決することよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

○吉田教育長 議案第1号につきましては、原案どおり可決といたします。

○議案第2号 平成29年4月1日付け教職員の人事異動に関する内申について

【非公開】

【非公開案件の審議等の結果】

原案どおり可決した。(質疑等省略)

○議案第3号 北広島市小中一貫教育推進基本方針について

○吉田教育長 続きまして、議案第3号、北広島市小中一貫教育推進基本方針案について、説明をお願いいたします。

○櫻井教育部次長 議案第3号、北広島市小中一貫教育推進基本方針案についてであります。別冊のとおり、北広島市小中一貫教育推進基本方針を決定したいので、北広島市教育委員会事務委任等規則第2条の規定に基づき、教育委員会の議決を求めます。

内容につきましては、鹿野教育部次長から説明をいたします。

○鹿野教育部次長 それでは私から基本方針案についてご説明します。

まず、資料4をご覧ください。小中一貫教育推進方針案の概要版について、12月15日から1月16日まで実施しましたパブリックコメントの概要について説明させていただきます。

募集状況につきましては、12名の方より33の意見をいただきました。全般的に肯定的あるいは、課題解決をしながら充実させることを期待する声が多かったように思います。

質問では、導入をする理由や離れた施設でどのように進めるのか、また他市の状況などについて挙げられておりました。

意見では、「子どもにとって良い取組である。」、「地域との連携、先生の負担軽減等を図りながら、さらに充実したものとなることを期待する。」という意見が挙げられておりました。「小中一貫教育のより良い学習環境に繋がる、本市の発展にも寄与するものである。」、「大志学の本質が分かりづらい。」、「先行事例、研究成果などを参考に充実したものにすべきである。」との意見をいただきました。

要望では、特別支援教育の充実を具体的な事例等での対応を求めるような要望がありました。これについては、基本方針の中できめ細かな支援の継続という視点で記述をしたところであり、また、先生方の負担軽減、そのための施策の充実を図ってほしいという要望がありました。

パブリックコメントでの意見や、3回の教育を語る会での意見等を参考にしながら、概要版に肉付けをし、より具体的に取組内容を基本方針でお示したところであり、

なお、基本的な骨子、考え方に大きな変更はありません。

それでは内容について、資料3を基に説明したいと思います。

1ページには小中一貫教育の定義、目指す子ども像を共有し9年間を通じた教育課程を編制して行う系統的な教育と示しております。

また、導入が求められる背景として、学習内容の質的、量的充実への対応を示しております。2ページには身体的発達の早期化に伴う現象への対応、生徒指導、学習指導上の問題への対応を示しております。3ページでは、社会性育成機能強化の必要性、4ページでは学校が抱える課題の複雑化、多様化、小中一貫教育の制度化の6つの視点から背景を述べております。

5ページですが、これらの背景を受けながら本市における小中一貫教育の必要性という項で、本市も全国と同様な課題を抱えていること、そしてこれまで小中連携を進めてきた、その成果を基盤に導入することを述べているところであります。

6 ページ、7 ページをご覧ください。

小中一貫教育推進に向けてとして、ねらいを子どもの連続した学びを支える体制を構築し、義務教育9年間で修了するにふさわしい生きる力を育成することとし、目指す子ども像を提示したところがあります。大志を抱き、心豊かにたくましく生きる子どもを本市の目指す子ども像とし、学力、体力、豊かな心、夢への挑戦、ふるさとを愛する心の4つの視点で育てたい子ども像をより具体化したところでもあります。

そして、目指す子ども像の共有、9年間を見通した一貫した指導、豊かな教育環境づくり、交流と協働の4点を基本方針として掲げました。

8 ページ、9 ページになりますが、ここでは3つのキーワード、学び、大志、人と人をつなぐの押さえと、分離型と進める形態と推進組織についてお示しました。

学びをつなぐでは、学習活動の充実を図ることできめ細かな学びの確立と学習、生活習慣や規律の定着を目指します。

大志をつなぐでは、大志学として行うキャリア教育を通して挑戦する心、社会性の育成、ふるさと意識の醸成を目指します。

人と人をつなぐでは、児童生徒、教職員、地域との交流活動を充実させることで人間性、自己有用感の醸成、教職員の指導力の向上、家庭、地域との協働関係の強化を目指します。

10 ページからは具体的な取組について整理しています。概要版では6つの具体的な取組としてお示したところですが、3つのつなぐ、学び、大志、人と人をつなぐ、この3つのつなぐとの関係が分かりづらかったことから、3つのつなぐごとに整理をしたところでもあります。

学びをつなぐでは、主に学力、体力の向上を図る系統性ある教育課程の編成や、乗り入れ授業、教科担任制などの指導体制の工夫、学習方法の一貫した指導、そして特別支援教育やICPの充実などについてお示したところです。

14 ページをご覧ください。

14 ページの大志をつなぐでは、本市が進める大志学の考え方と一貫性のある全体計画や指導計画の作成、夢ノートの継続した取組、地域の教育支援を活用した体験学習の充実やふるさと学習について、具体的な取組をお示しました。

17 ページになりますが、人と人をつなぐでは、異学年交流や合同活動などの児童生徒同士の交流活動の教育課程への位置づけや実施、校種を超えた教職員の協働による教育活動の充実、学校、家庭、地域が一体となった教育環境づくりについてお示しました。

20 ページ、21 ページをご覧ください。

全体構想図とロードマップを掲載しております。全体構想図では、目指す子ども像、基本方針、そして3つのつなぐごとに具体的な取組を示し、下から上への矢印で目指す子ども像、ねらい達成に向けて取り組むことを簡潔に示したところでもあります。ロードマップでは、今年度の取組に加えて次年度からの3年間の取組内容を明確にし、見通しが持てるようにいたしました。

また、各中学校区において次年度の活動の見える化を図るため、現在、それぞれの中学校区において平成29年度の取組についての進行管理表を作成しているところでもあります。

以上、小中一貫教育推進基本方針について、説明させていただきました。この方針に基づいて各中学校区において具体的な取組を進めることとなります。平成29年度は導入前の準備の大切な年となりますが、学校との連携を図りながら、また市民に対して丁寧な説明をしながら本市の小中一貫教育を創造していきたいと考えております。

以上であります。

○吉田教育長 ただいまの議案第3号、北広島市小中一貫教育推進基本方針につきまして、ご質疑等ございますか。

○大山委員 小中一貫教育の導入が求められる背景でグラフが示されており、一目で小中一貫教育を取り入れる意味が分かるため、良いと思います。

○成田委員 小中一貫教育について、市民の方や私の身近な方の中で、最近話題になっています。一般の方が最も気にしていることは、先生方の負担が増えることです。先日の二宮先生のお話で、そうではないことを知り、色々な機会でも、なるべく話すようにしています。やはり、先生方の負担が増えることについて、質問や意見は多く挙げられているのですか。

○鹿野教育部次長 先生方の負担を心配する声は私も聞いております。先生方の数を増やせないかと意見をいただきますが、学校の職員の定数という問題があります。道教委、文科省にも意見を伝えていきますが、なかなか実現は難しいと思います。教育制度を導入する際の業務をどのように精選しながら進めていくか、会議の時間をどう精選して設定していくか、小学校と中学校がばらばらな行事日程を組んでしまうと時間を調整できなくなるため調整して合わせていくかなど、夏休みなどの長期休業も活用しながら、工夫をして業務負担、負担の軽減を図りたいと思っています。

また、ホームページ等でも発信していきたいと思っています。

○吉田教育長 そういう市民の方々の意見もあるので、留意しながら進めてまいりたいと思っています。また何か声がありましたら、教えていただければと思います。

○松本委員 分かりやすい形に整理がされてきていると思います。ただ、児童生徒の課題を明らかにし、対策は、大変な規模の取組なのか、もしくは従来行ってきたことに補修、強化するような取組なのか、レベルを示すことが必要だと思います。

また、先日の二宮先生のお話から、それほど大事として構えず、それぞれの持ち場で着実にやるのが重要であると感じたため、そのことが市民や現場の先生方に上手く伝わればと思っています。

○鹿野教育部次長 実践を通して進めてきた方の言葉と、これから実践をつくっていかようとしている私の言葉というのでは大きな差があると感じています。今、松本委員が言われたように、今まであったものをどう小中一貫教育という視点で、工夫できるかという視点で進めていきたいと思っています。

○大山委員 この小中一貫教育パブリックコメントに出てきている質問を見ても、やはり一般市民の方が感じ取っていることは、我々が理解していることと少し離れていると思います。先日の二宮先生の経験に基づいたお話を聞くと、小中一貫教育は決してマイナスに働くというものではないと思います。プラスに働くことの方が大きいということが分かりますので、今後、北広島市で経験を積んで、その経験を市民に発信していけるような良い事例が多くできると良いと思います。

○鹿野教育部次長 子どもたちの変容について発信していくことが、先生方の意欲化にも繋がると考

えるため、進めていけたらと思っています。

○吉田教育長 緑ヶ丘小が緑陽中に6年生を登校させたり、大曲中の英語の先生が大曲小学校に出前授業を行ってみたり、動きがだんだん出てきています。事例が増えれば、共有して新しい取組が生まれてくるのではないかと期待しているところです。

○吉田教育長 そのほか何かございませんか。

(「なし」との声あり)

○吉田教育長 意見が一通り出ましたので、お諮りいたします。北広島市小中一貫教育推進基本方針につきまして、原案のとおり決することによろしいでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

○吉田教育長 議案第3号につきましては、原案どおり可決いたします。

○議案第4号 北広島市立学校管理規則の一部を改正する規則について

○吉田教育長 続きまして、議案第4号、北広島市立学校管理規則の一部を改正する規則について、説明をお願いいたします。

○櫻井教育部次長 議案第4号、北広島市立学校管理規則の一部を改正する規則についてでございますが、まず初めに、10ページのとおり、第25条、第27条につきましては、平成28年10月に全小中校へ整備しました北海道公立学校校務支援システムを平成29年度から正式に利用することに伴い、指導要録及び出席簿の様式を校務支援システムから出力される北海道統一帳票を使用できるものとするため、改正するものであります。参考として配布しております、資料5の右側が学校管理規則の様式、左側が北海道校務支援システムの出力様式となっております。

続きまして、第41条、第42条についてでございますが、北海道教育委員会は、教職員の赴任旅費を適正に支出するため、今年度から発令通知に基づき旅行命令を行うこととし、北海道学校職員服務規程を平成29年2月28日付けで改正いたしました。この改正に伴い、北広島市立学校管理規則を同様の趣旨で改正するほか所要の改正を行うものであります。

以上が提案の内容であります。

○吉田教育長 ただいまの議案第4号、北広島市立学校管理規則の一部を改正する規則につきまして、ご質疑等ございますか。

(「なし」との声あり)

○吉田教育長 それでは、お諮りいたします。議案第4号、北広島市立学校管理規則の一部を改正する規則につきまして、原案のとおり決することによろしいでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

○吉田教育長 議案第4号につきましては、原案どおり可決いたします。

○議案第5号 北広島市青少年芸術文化大会出場費助成規則の制定について

○吉田教育長 続きまして、議案第5号、北広島市青少年芸術文化大会出場費助成規則の制定について、説明をお願いいたします。

○櫻井教育部次長 北広島市青少年芸術文化大会出場費助成規則の制定についてであります。平成28年第10回（8月10日開催）教育委員会会議におきまして、芸術文化振興審議会の答申内容について報告いたしました「青少年における芸術文化活動に関する大会への出場支援方策について」に基づき、平成29年度から実施します「青少年芸術文化大会出場費助成事業」に伴う助成規則を別紙12ページのとおり制定したいので、教育委員会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、丸毛文化課長から説明をいたします。

○丸毛文化課長 規則の案については提出させていただきましたが、内容をまとめた概要について19ページに記載しております。

規則の目的ですが、青少年における芸術文化に関する大会に出場する個人または団体に対して、その費用の一部を助成し、芸術文化活動の振興を図ることを目的として今回の規則について提案させていただいたところであります。

規則の概要についてですが、まず対象でございます。個人及び団体を対象としています。個人につきましては、小学生、中学生、高校生またはそれに準ずる者で、市内に住所を有する個人ということでございます。また、対象が小中高校生ということもございますので、指導者も対象としております。

また団体につきましては、市内に活動の拠点を有するというので、市内において活動している小学校、中学校、高等学校に在籍する子どもたちで構成されている団体です。また、その指導者を2名まで対象としております。

対象となる経費ですが、交通費、宿泊費、大会参加費と限定しております。

対象となる大会ですが、地区の予選で優秀な成績を収めて出場するものが該当します。つまり、予選会を経ないで行われる全道大会、全国大会、国際大会については除外ということになります。あくまでも地域で何らかの形で選ばれた方のみが対象となります。

対象となる大会ですが、国または地方公共団体が主催、共催または後援する大会、芸術文化活動の振興を主たる目的とする団体が主催する大会としております。その他、教育委員会が必要と認める大会ということになります。

一方、対象とならない大会ですが、義務教育の教育活動の一環として行われる大会が該当します。これは別に教育委員会に要綱があり、その内容が該当となるため除外させていただきます。加えて、近隣で行われるという意味での石狩教育局管内及び南幌町、長沼町で開催される大会、営利を目的とする大会は対象外です。その大会を行うことによって何らかの収益を行うような大会については除外させていただきます。また、教授所、教室等が行う成果発表会、交流会等の内容、いわゆる習い事等で、その流派の中だけで行われる大会は対象になりません。

補助の内容ですが、いわゆる定率補助という考え方の中で大会出場に係る対象費用の2分の1以内の額とし、下に掲げております助成限度額内としております。ただし、その費用の中において、他の

地方公共団体や大会の主催者等から助成金等を受けている場合については、その額を除くということとしております。また、団体における助成の限度額は合計で20万円としております。

つまり、交通費、宿泊費、大会参加費を足した額から、その他からいただいている助成金を除いた額の半分を助成します。ただし、ここに掲げている限度額の範囲内で助成します。なおかつ、団体の場合はその構成員、例えば20人とか30人とか50人ということになりますが、それが50万円となった場合においても20万円を限度として補助をするという考え方です。

今年度につきましては、今回の事業の実施にあたりまして100万円の予算を要求しているというところでございます。

また、それ以外にも規則の中では、助成に係る申請や助成の決定、通知、変更、助成の交付、実績の報告等についての内容が謳われているところでございます。

以上であります。

○吉田教育長 ただいまの議案第5号、北広島市青少年芸術文化大会出場費助成規則の制定につきまして、ご質疑等ございますか。

○大山委員 制定するのは大変良いことだと思います。

人数に限らず支給限度は20万円ということでしたが、例えば、中学校の吹奏楽が全国に行ったときは、別の会計から助成金が出るという考えでよろしいでしょうか。

○丸毛文化課長 はい。中学校の吹奏楽は義務教育の学校教育の一環のため、別の要綱が制定されております。

○成田委員 対象大会で、地区の予選大会で優秀な成績を収めて出場する大会とあるのですが、選抜されて行くものに対して助成は無いのでしょうか。

○丸毛文化課長 あくまで、地区の大会を経ているということが条件としてあります。特例的にそのような事例は聞いたことはありませんが、そういう形になった場合については、できるだけ多くの子どもたちに支援するという観点から、状況を検討した中で広く支援していきたいと考えています。

○成田委員 スポーツのときも同じようなことがあって、選抜の子は出せないという答えでありました。全国大会になると、費用の面から諦めてしまう子がいます。

○丸毛文化課長 例えば、北広島の子どもが札幌の団体で全国大会に行く場合についても、その個人については申請していただければ助成することもできるようになっています。できるだけ、たくさん子どもたちに助成する観点で進めているところであります。

以上であります。

○吉田教育長 そのほか何かございませんか。

(「なし」との声あり)

○吉田教育長 それでは、お諮りいたします。議案第5号、北広島市青少年芸術文化大会出場費助成規則の制定につきまして、原案のとおり決することよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

○吉田教育長 議案第5号につきましては、原案どおり可決いたします。

◎日程第5 その他

○吉田教育長 日程第5、その他について事務局から説明願います。

○櫻井教育部次長 次回の教育委員会の日程についてお諮りいたします。

次回、平成29年第4回は臨時会となりますが、3月23日の木曜日、時間は午後4時から、教育委員会会議室で開催させていただきたいと思います。

議案としましては、平成29年4月1日付け北広島市教育委員会事務局職員の人事異動についての議案であります。

また、会議を行う前に、現在建設を進めており、5月に開庁します新庁舎を見学していただきたいと思っております。時間は、会議1時間前の午後3時にお越しいただきたいと思っております。

以上であります。

○吉田教育長 次回、臨時会は、3月23日の木曜日、午後4時から、その前段で新庁舎の見学を午後3時から行うということで皆さまよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

◎閉会宣言

○吉田教育長 以上で第3回教育委員会会議に付議された議事は全て終了いたしましたので、これにて閉会いたします。本日はご苦労さまでした。

午後5時10分 閉会

以上、会議を記録し、正確を期するためにここに署名する。

教 育 長

署 名 委 員
